

手話は言語です。

「桶川市手話言語条例」

平成28年12月15日に制定しました。



手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情などにより視覚的に表現する言語です。

桶川市では手話が言語であるとの認識に基づき、「おもいやりと助け合いの心」を大切にして、だれもが社会参加でき、そして、共に生きる社会を願ってこの条例を作りました。

聴覚障害とは？

障害の原因や聞こえの程度は人によってさまざまです。
聞こえなくなった年齢、聞こえの程度によってコミュニケーション方法は異なります。

聴覚障害者の種類

ろう者

生まれつき聞こえない、あるいは乳幼児期に失聴し、手話を母語として使用する人をさします。

筆談をすれば通じると思われがちですが、個人や教育環境によって、言語の習得状況、情報の取得量、知識の蓄積などの差が大きいため対応には配慮が必要です。

難聴者

耳が聞こえにくい人のことです。周囲の状況や音質などにより、人によって聞こえ方が異なります。補聴器、口話を使用して音声で会話する人、筆談や手話でやり取りをする人などコミュニケーション方法はさまざまです。

中途失聴者

言葉を覚えた後で、事故や病気で聞こえなくなった人のことです。
コミュニケーション方法は難聴者と同様です。

コミュニケーション方法

手話

手指の動きや表情などを使って、考えや気持ちを表現する方法です。

ろう者にとっての母語です。



筆談

お互いに文字を書き、自分の意思を伝えあう方法です。中途失聴者、難聴者など日本語を習得した人には有効です。ろう者の中には文章が苦手な人もいるため、簡潔でわかりやすい文章にするなどの配慮が必要です。



口話

相手の口の動きを見て、話を読み取る方法です。相手の顔を見て、ゆっくりはっきりと話すことが大切です。大声は必要ありません。しかし、口の動きのみでは得られる情報が限られるため、口話のみでの意思の疎通は困難です。



聴覚障害者が日常生活の中で困っていることは？

外見ではわかりにくい

周囲には気づいてもらえないことがあります。特に、中途失聴者や難聴者の場合は話せる人も多く、声をかけられていることがわからずに「無視している」と誤解されることがあります。



音による周囲の状況判断ができない

補聴器などを使用することにより音が聞こえる人もいますが、それがどこで鳴っている音なのか、何の音なのかわかりません。

聞こえないために情報を得られないことがある

駅構内や電車、バスのアナウンスが聞こえないため、事故などの情報が得られません。また、病院や銀行での呼び出しが聞こえません。災害時には放送やラジオ等の情報が入らず、途方に暮れる聴覚障害者は少なくありません。



聴覚障害者が情報を得る手段は？

聴覚障害の程度、個人のコミュニケーション方法により、
情報を得る手段は異なります。

補聴器

音を増幅する機械で、使用することにより音声でも会話が可能な人もいます。
一方で、「音」として聞き取ることはできますが、「言葉」として認識できない人もいます。



人工内耳

聴神経に直接電気信号を送る機械を手術により埋め込み、音を聞こえるようにする機械です。手術後、訓練を経て聞こえるようにはなりますが、重度難聴から軽度難聴になる程度のため、障害がなくなるわけではありません。



磁気ループ

磁界を発生させるワイヤーを輪のように這わせ、その輪の中に補聴器をつけた人が入り補聴器に直接音声を送り込むための機材です。雑音の少ない音声を聞くことができます。講演会や集会等で使用することが多いです。

手話通訳

音声を手話に変換し、
手話を音声に変換する
通訳方法です。



要約筆記

音声言語で話されている内容を
要約し、文字で表して伝える方法
です。パソコン要約筆記と手書き
要約筆記があります。



その他

電子機器等を活用した文字の表示、テレビ電話、アプリ機能など
情報伝達手段があります。

例) 携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、
テレビ（字幕放送）、ファックス



桶川市が目指すこと（主なもの）

1、手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること

- 手話の理解や普及のために、市民が手話を学ぶ機会を提供します。
- 手話言語条例に関するリーフレットを配布します。

2、手話による情報の発信及び取得並びに手話を使いやすい環境づくりに関すること

- 市主催の各種行事や市議会等に手話通訳を配置します。
- 災害時の避難所等で、聴覚障害者が安心して情報が得られるよう情報提供の体制づくりに努めます。

3、手話通訳の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通支援の拡充に関すること

- 手話通訳者研修会の充実を図ります。



地域の皆さんへ

困っている障害のある人を見かけたら、積極的に声をかけてみましょう。

交流を深めることが、手話や障害の理解につながります。

視線を合わせてから話し始めてください



後ろから声をかけられたり、突然話しかけられたりすると、驚いたり、すぐに会話に入れないことがあります。

マスクを外して話してください



手話や口話では口元の動き、表情、身振りなどが意味を読み取る大きな手がかりとなります。
話題にしているものを指さすなどしながら、逆光にならないような位置で、話すことを心がけて

手話通訳者の同行を認めてください



誰でも自由に参加する権利があることを理解して、手話通訳は必要ないと拒否しないようにお願いします。

聴覚障害者にも伝わる
コミュニケーション方法で伝えてください



地域の集まりや話し合いの場に聴覚障害者がいる場合は、聞こえる人たちのみで話を進めずに、聴覚障害者にも伝わるコミュニケーション方法で伝えるように心がけてください。

手話通訳者を手配することもできます。
詳しくは市役所にお問い合わせください。

桶川市手話言語条例

平成28年12月15日

条例第24号

手話は、音声言語とは異なり、手指や体の動き、表情等により視覚的に表現する言語です。

我が国においては、これまで手話が言語として認められてこなかったことや手話を使う環境が整えられてこなかったことなどから、長い間、手話を使う権利やろう者の尊厳が損なわれてきました。

こうした中で障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、言語に手話を含むことが明記され、ようやく手話が言語であることが認められましたが、いまだ手話に対する理解が社会において深まっているとは言えません。

そのため、私たちは、手話を必要とする全ての人がいつでもどこでも自由に手話を使える地域社会となるように取り組む必要があります。

ここに私たちは、手話が言語であるとの認識に基づき、桶川市民憲章に定める「おもいやりと助け合いの心」を大切にして、だれもが社会参加でき、そして共に生きる桶川市を築くため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話に対する理解及びその普及（次条において「手話の普及等」という。）に関する基本理念を定めるとともに市民があらゆる機会に社会参加でき、全ての市民と共生することのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話の普及等は、手話を必要とする市民が手話を言語としてコミュニケーションを図る権利を有することを理解し、手話を通じて全ての市民が互いに人格を尊重しあうことを基本理念として行わなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、市民の手話に対する理解を深め、手話を使いやすい環境に整備するための施策を総合的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民及び市内に事業所を有するものは、基本理念の理解を深め、市が推進する施

策に協力するよう努めなければならない。

(施策の推進)

第5条 市は、次に掲げる施策を総合的に推進するための方針（以下「推進方針」という。）を策定するものとする。

- (1) 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使いやすい環境づくりに関すること。
- (3) 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通支援の拡充に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市は、市が別に定める障害者に関する計画との調和を保ちながら、施策を推進するものとする。

3 市は、推進方針を策定または変更するときは、ろう者及び手話を必要とする者、手話通訳者等及び関係団体並びに市民の意見を聴くための協議の場を設け、その意見を尊重するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第6条 市は、施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



施策の推進方針

1 手話に対する理解の促進及び手話の普及に関すること。

- (1) 手話の理解や普及のために、市民が手話を学ぶ機会を提供する。
- (2) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校等において手話を学ぶ機会を提供する。
- (3) 事業所等において手話を学ぶ機会を提供する。
- (4) 手話言語条例に関するリーフレットを作成し、配布する。
- (5) 広報やホームページで手話言語条例を広く周知する。

2 手話による情報の発信及び取得並びに手話を使いやすい環境づくりに関すること。

- (1) 市主催の各種行事、市議会等に手話通訳者を配置する。
- (2) 市主催の各種行事等で手話を紹介する事業を行う。
- (3) 民生委員・自治会、市内事業所等にも働きかけ、手話を学ぶ機会を提供し、理解を広めることで手話を使いやすい環境づくりに努める。
- (4) 災害時の避難所等で、聴覚障害者が安心して情報が得られるよう手話による情報提供等に努める。

3 手話通訳者の確保及び養成をはじめとする、手話による意思疎通支援の拡充に関すること。

- (1) 手話通訳設置事業（設置手話通訳者による手話通訳）及び手話通訳派遣事業（登録通訳者による手話通訳）の充実を図る。
- (2) 手話通訳者研修会の充実を図る。
- (3) 手話通訳者の健康の確保（頸肩腕検診の実施）に努める。
- (4) 手話奉仕員養成講習会の充実を図る。
- (5) 手話通訳者養成講習会を開催するように努める。

4 その他

- (1) 本方針は桶川市障害者計画及び桶川市障害福祉計画と調和するように努めるものとする。
- (2) 本方針は必要に応じて見直しを行う。